

令和5年度

物価高騰対応重点支援給付金

(住民税均等割のみ課税世帯への給付金)
+こども加算

について



制度の概要

令和5年11月2日に閣議決定された、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、国の交付金により、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付する「物価高騰対応重点支援給付金」事業を実施するものです。また、その対象世帯のうち、児童（18歳以下）を養育されている世帯は、子ども1人あたり5万円加算の「こども加算」を合わせて支給いたします。

給付金の支給額

・1世帯あたり10万円（1回限り）+こども1人あたり5万円

※この給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、所得税等の課税対象及び差し押さえの対象とはなりません。

支給要件（給付対象世帯）

1. 令和5年度の住民税が均等割のみ課税である世帯

基準日（令和5年12月1日）に朝日町に住民登録があり、同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和5年度分の住民税均等割のみが課されている世帯が対象です。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。

また、対象世帯のうち、平成17年4月2日以降に誕生した児童（令和6年4月2日までに誕生した児童）がいる世帯は、こども加算の対象となります。

なお、令和5年度分の住民税は令和4年中（1月から12月）の収入に対して賦課されています。

給付金の支給手続について

(1) 令和5年度分の住民税均等割のみが課税である世帯

■対象となる世帯へは、3月21日付で「確認書」を送付しています。

- ・「確認書」の【確認事項】を確認し、「世帯主氏名、確認日、連絡先（電話番号）」をご記入ください。また、児童がいる世帯の方は、記載された内容をご確認ください。